栃木県スキー技術員選出要領

(目的)

1 本連盟に加盟する所属団体の指導員からスキー技術員(以下「技術員」という。)を選出し、指導者としての技術と視野を広め、よって資質の向上に寄与することを目的とする。

(任務)

- 2 技術員は、本連盟教育本部に属しスノースポーツ技術の研究と普及に携わり、 教育本部の各事業に必要に応じて進んで協力しなければならない。 (選出基準)
- 3 技術員は本連盟に加盟する所属団体にあって全日本スキー連盟に会員登録手続きの完了した指導員とし、A級又はB級公認検定員の資格を有する者とする。 (選出委員)
- 4 技術員の選出委員は、本連盟会長が委嘱する。

(認定)

5 選出された技術員は、次年度の本連盟スキー技術員として本連盟会長が認定する。

(任期)

6 技術員の任期は2年とする。

(要領の改廃)

7 この要領の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

- 1 この要領は、平成18年10月28日から施行する。
- 2 令和3年6月26日一部改正